

大阪市民生委員・児童委員表彰要綱

第1 趣 旨

本市の民生委員・児童委員としてその職務に精励し、その業績がとくに顕著であると認められる者の功績を讃えてこれを表彰し、また民生委員・児童委員活動に協力援助してその功績が顕著な者に感謝の意を表するとともに、本市社会福祉事業の一層の進展をはかるため、この要綱を定める。

第2 表彰の種類と該当資格者

1. 民生委員・児童委員

(1) 勤続表彰

現に民生委員・児童委員であつて在任期間15年以上の者。ただし、在任期間が中断されている場合は、その前後の期間を通算したものとする。

なお、在任期間の計算方法は別に定めるところによる。

(2) 林記念賞

民生委員制度創設者故林市蔵氏の偉業に照らし、現職の民生委員・児童委員としてその業績がとくに抜群で、本市民生委員・児童委員最高の栄誉を受けるに相応しい者。

(3) 特別功労表彰

現に民生委員・児童委員であつて、民生委員・児童委員活動において、特に功績が顕著である者。

2. 社会福祉事業協助者

社会福祉事業の実施に直接関係のない者で、経済的、精神的、労力的、あるいはその他の方法により、積極的、継続的に民生委員・児童委員活動に協力し、または地域社会の福祉増進に功績のあった者または団体。

第3 表彰の方法とその数

1. この表彰は、大阪市民生委員・児童委員大会において行う。

ただし、特別功労表彰については記念大会において行う。

2. 表彰または感謝の方法は、表彰状または感謝状を授与することによりこれを行う。

3. 表彰の数は原則として次の各号によるものとする。

(1) 民生委員・児童委員

ア 勤続表彰	該当者数
--------	------

イ 林記念賞	1 名
--------	-----

ウ 特別功労表彰	各区若干名
----------	-------

(2) 社会福祉事業協助者

若干名

第4 推薦の方法

1. この推薦による被表彰候補者の推薦は別紙所定の様式による。

2. 推薦にあたっては、厳密な調査により詳細かつ的確を期すること。
なお、参考資料のある場合は添付すること。
3. 推薦調書の記載内容は民生委員・児童委員勤続表彰調書を除き、提出期日現在とする。
4. 被表彰候補者の推薦者は次のとおりとする。
 - (1) 民生委員・児童委員 区長
 - (2) 社会福祉事業協助者 区長
5. 推薦調書提出後、記載事項と事実が相違していることが判明したとき、および本人が死亡等の場合、当該推薦者は遅滞なくその旨通知すること。
6. 推薦候補者については、審査の結果被表彰者として決定した旨の通知があるまでは、極秘の扱いとすること。

第5 審査の方法

この要綱による表彰は次に掲げる役職にある者をもって構成する表彰委員会において審議し、被表彰者を決定のうえ、市長から各区長に通知するものとする。

福祉局長、同理事、こども青少年局長、福祉局生活福祉部長、こども青少年局子育て支援部長、福祉局生活福祉部民生委員・児童委員業務主管課長、こども青少年局子育て支援部民生委員・児童委員業務主管課長、大阪市民生委員会長連絡協議会並びに大阪市民生委員児童委員協議会の会長及び副会長

第6 その他

1. この要綱は平成13年4月1日から施行する。
2. 昭和33年、43年、48年、平成9年、平成11年施行の大阪市民生委員・児童委員大会表彰要綱は、平成13年3月31日をもって廃止する。
3. この要綱による表彰関係の事務の取り扱いについては、別に定めるところによるものとする。

附則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附則

この要綱は平成26年9月1日から施行する。

(省 略)

「被表彰候補者推薦調書」様式

大阪市民生委員・児童委員大会被表彰

候補者選考基準並びに選考方法

第1 基本方針

被表彰者は厳選のうえ、真に表彰するに相応しく、他の範となる者のみに限定すること。

第2 選考の基準

1. 民生委員・児童委員

(1) 勤続表彰

民生委員・児童委員として、在任期間が15年以上の者。

(2) 林記念賞

民生委員・児童委員として、その業績がとくに抜群で、本市民生委員・児童委員としての最高の栄誉を受けるに相応しい者。

2. 社会福祉事業協助者

(1) 奉仕活動が積極的かつ継続している者または団体であること。

(2) 単に民生委員・児童委員活動に協力している者または団体に限定せず、個人的に自主的な奉仕活動をしている者または団体であっても差し支えない。

(3) 事例

ア 社会福祉増進のため積極的な奉仕活動をしている者または団体。

イ 母子世帯、高齢者世帯、要保護世帯、障がい者のいる世帯等の自立更生を協助した者。

ウ 児童または青少年を善導し、更生を助長した者。

3. 推薦の方法

区長は、被表彰候補者の推薦にあたっては、区民生委員協議会会長と協議すること。

4. 在任期間の計算方法

1カ月は、その月の15日前後をもって区分し、その始期が15日以前の場合は1カ月とし、16日以後の場合は半月とする。また、終期が15日以前の場合は半月とし、16日以後の場合は1カ月として計算する。

また、本大会表彰のための在任期間計算上の終期は、各年における11月30日とする。